

入退院時における薬局への情報提供に関する薬薬連携の依頼について

石川県薬剤師会
令和3年6月版

I. 入院時

以下3点をご確認ください。

- ① かかりつけ薬局、かかりつけ薬剤師の有無
- ② 退院後も同じ薬局の利用を希望しているか
- ③ かかりつけ薬局から入院病院への情報提供に対する同意

(1) 上記①-③をすべて満たす場合 病院から薬局へ連絡し、情報提供書の提出を依頼してください。	(2) 左記以外 従来通りの対応をお願いします。
---	-----------------------------

II. 退院時（施設系を含む在宅へ直接退院する場合に限る）

(1) 在宅（外来通院含む）で治療する場合 ① 従来のかかりつけ薬局の利用を継続する場合 かかりつけ薬局へ連絡し、退院カンファレンス参加の可否も含めて処方変更内容、退院処方日数、その他必要な情報を提供してください。 ② 他の新しいかかりつけ薬局に紹介する場合 新かかりつけ薬局へ連絡し、情報提供してください。新かかりつけ薬局は、必要に応じて旧かかりつけ薬局へ情報提供を求める。	(2) 左記以外 従来通りの対応をお願いします。
--	-----------------------------